

## 奈良市観光キャンペーン Instagram 広告配信代行業務委託 仕様書

### 1. 業務名

奈良市観光キャンペーン Instagram 広告配信代行業務委託

### 2. 適用する法令等

本仕様書によるほか、次の特記事項・法令に基づいて行うものとする。

- (1) 別記 公益社団法人 奈良市観光協会 個人情報取扱特記事項
- (2) その他関係する法令及び規定等

### 3. 業務目的

公益社団法人 奈良市観光協会（以下、「発注者」という。）が運営する Instagram アカウントでのキャンペーン情報の発信について、一貫性のある奈良のブランドイメージを持たせた投稿画像を作成し、投稿及び広告の管理を行うことで、キャンペーン等の認知拡大を目指す。

### 4. 業務内容

発注者が主催するキャンペーン各種(夏、秋、冬、春の4回を予定)の情報について、Instagram で投稿するための投稿画像を日本国内向けに作成し、広告配信を代理で行うこと。

#### (1) 画像制作

発注者が提供するロゴやキャンペーン関連画像を使用し、正方形の静止画像を作成すること。なお、夏・秋・冬のキャンペーンの表紙画像については3枚ずつ作成すること。キャッチコピーなどのテキストについては、発注者から提供する案を基に作成すること。

キャンペーン	枚数	内訳
夏のキャンペーン	3	表紙画像 3枚
秋のキャンペーン	10	・表紙画像 3枚 ・その他情報 7枚
冬のキャンペーン	8	・表紙画像 3枚 ・その他情報 5枚
春のキャンペーン	2	春の情報 2枚

#### (2) 広告配信

##### ① 配信内容

秋・冬のキャンペーンについては、表紙画像1枚とその他情報の画像を組み合わせで配信する。夏・春のキャンペーンについては、1枚ずつ個別で配信する。

## ②設定内容

- ・ 広告配信の目的は、いずれも「リーチ」とする。
- ・ 予算管理の方法は「通算予算」または「1日予算」のいずれでもよいこととする。
- ・ 表示方法は発注者、受注者が協議の上、設定する。
- ・ オーディエンスは「地域：日本」「セグメント：13～65歳以上」と設定する。ただし、キャンペーンの集客状況やコンテンツの性質により、複数または異なるオーディエンスを設定する方がより良いと思われる場合には、発注者と受注者が相談の上、適宜状況に応じて設定する。
- ・ 配置においては Instagram フィードとすること。尚、予算内で出稿可能なのであれば、Instagram 発見タブにおいては任意で設定してもよいものとする。
- ・ 課金方法は CPM（インプレッション単価）または CPC（クリック単価）のいずれでもよいこととし、発注者と協議の上決定すること。

## ③広告料

広告料（運用、報告などに係る手数料を一切含まない）は指定期間内に下記金額（税込）を消化すること。

夏・秋・冬のキャンペーンの広告を運用するときは、4-(1)で作成した表紙画像とその他情報画像の組み合わせ（秋・冬のキャンペーンの場合）の各3パターンをテストとして1週間程度、同時に配信し、最も効果的であったパターンに絞った上で、残りの期間、広告配信を行うこととする。なお広告料の配分については、発注者と受注者が協議の上、決定する。

内容	広告料	配信期間（予定。変動の可能性あり）
夏のキャンペーン	150,000 円	契約締結後～令和5年8月31日
秋のキャンペーン	350,000 円	令和5年10月1日～11月25日
冬のキャンペーン	350,000 円	令和5年12月1日～令和6年2月29日
春のキャンペーン	100,000 円	令和6年3月1日～29日
合計	950,000 円	

## 5. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

## 6. 業務完了報告書等の提出

各キャンペーンの広告配信終了後は、広告に関する予算管理についての記録に加え、リーチ数、クリック数等、分析結果も可能な限り明記した報告書を提出すること。夏・秋・冬のキャンペーンの広告配信については、配信終了後から2週間以内に、春のキャンペーンについては委託期間内に提出することとする。

なお、全ての委託業務が完了したときは、業務完了報告書および業務完了届を発注者に提出しなければならない。

#### 7. 留意事項

(1) 当該業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者、受注者が協議の上、業務を遂行する。

(2) 受注者は、両者打ち合わせが必要となった場合、迅速な対応を可能とする体制を整え当該業務の実施にあたることとする。

#### 8. 受注者の責務

受注者は、個人情報のもとより、業務上知りえた情報を第三者に漏えい、開示してはならない。また、当該業務請負以外の目的への使用をしてはならない。これらは本業務の終了後も同様とする。

なお、個人情報の取り扱いに関しては別記 公益社団法人 奈良市観光協会 個人情報取扱特記事項に準ずるとともに、次に掲げる条件に従うこと。

- ・個人情報取扱特記事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償に関すること
- ・受注者の責任による個人情報等の漏洩等が発生した場合は、発注者及び受注者以外の影響を及ぼした者に対し適切な処置を講ずること。

#### 9. 損害賠償

受注者の故意または過失により、利用者、発注者及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

以上